

平成二十年一月十八日受領  
答弁第三九三号

内閣衆質一六八第三九三号

平成二十年一月十八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出イランで拘束された邦人の解放に向けた政府の取り組みに関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出イランで拘束された邦人の解放に向けた政府の取り組みに関する質問に対する答弁書

一、五及び六について

現在、イラン当局において、事件の早期解決及び被害者の解放に向けて種々の努力がなされていると承知しており、その状況についてはイラン政府より逐次説明を受けて、これらの情報も踏まえ、外務省において、事件の背景についても調査及び分析を行っているところである。その内容については、これを明らかにした場合、イランとの信頼関係を損ない、又は被害者に危害が及ぶおそれがあることから、お尋ねについてはお答えすることを差し控えたい。

二について

現時点において被害者に危害が加えられ、又は被害者が健康を害したとの情報には接していない。

三について

平成十九年十一月二十六日である。同日開催した緊急対策本部会議では、現地対策本部等を通じて収集した情報等を基に対応策を協議した。

四について

外務本省及び在イラン日本国大使館においては、事件の認知直後から二十四時間体制で対応に当たっている。

七について

御指摘の報道があったことは承知しているが、その内容が外務省の把握している事実関係と符合するかどうかという点については、お答えすることにより、事件の早期解決に向けたイラン政府の取組の妨げになる等のおそれがあるため、お答えを差し控えたい。